



令和6年度税制改正大綱について

2023年12月
日本証券業協会

証券界要望の結果について

1. 要望実現事項

- NISA制度の更なる利便性向上等..... 2頁
- デジタル社会における手続の簡素化及び効率化..... 5頁
- トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置..... 6頁
- 税制適格ストックオプションの適用要件の緩和..... 7頁
- 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置..... 8頁
- 投資信託・投資法人制度等の拡充..... 8頁

2. 新たに検討事項とされた事項

- 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置..... 9頁

3. 引き続き検討事項とされた事項

- 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置..... 11頁
- 確定拠出年金制度の拡充等..... 12頁

(参考)その他..... 13頁

1. 要望実現事項

【NISA制度の更なる利便性向上等】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
2024年以降のNISAの円滑な実施に向けた措置を講ずること	○

<主な要望実現事項>

- NISA口座の開設先変更手続・再開設手続を簡素化すること（廃止通知書の電子化等）
- NISA口座に受け入れられなかった一定の上場株式等について、特定口座への受入れを可能とすること
- 有償増資等により取得した上場株式等をNISA口座に受け入れる際の取扱いを見直すこと

<主な未実現事項>

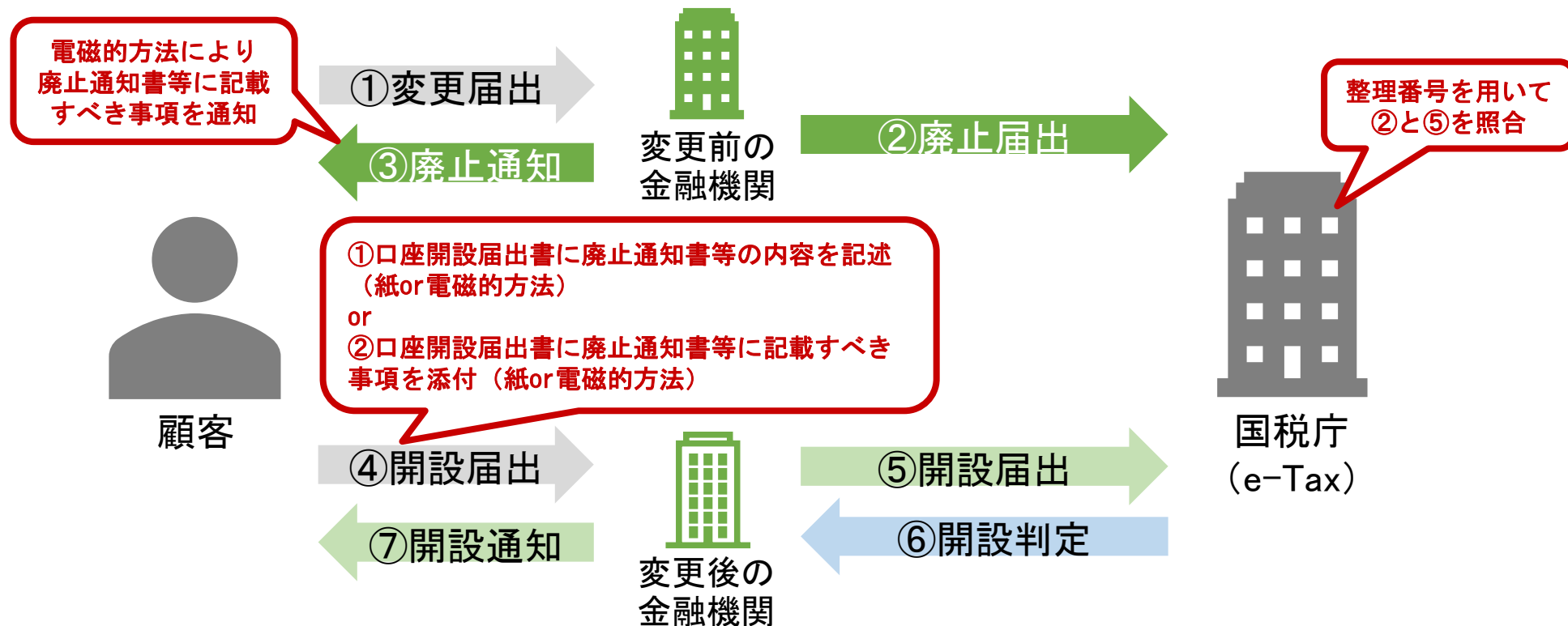
- 既にNISA口座で買付けを行った年であっても、年の途中での金融機関変更を可能とすること
- 年の途中での金融機関変更は9月末までしか行えないとの制限を撤廃すること
- 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日（10年後以降は5年を経過した日毎の日）における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること

1. 要望実現事項

○NISA口座の開設先変更手続・再開手続の簡素化（廃止通知書の電子化等）＜イメージ＞

※ 現行の廃止通知書（書面）を交付・添付する方法に加えて、以下のとおり、電磁的方法によって当該廃止通知書に記載すべき事項の通知・提供等を行うことが可能となる。

【施行：2024年4月】



1. 要望実現事項

【参考】要望項目以外のNISA関係の改正事項

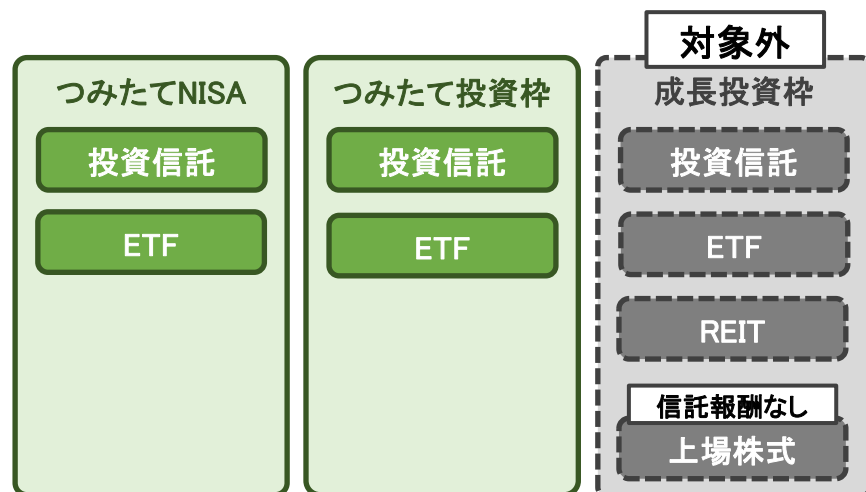
○実額通知の対象の見直し

【施行: 2024年4月】

現行法令では、つみたてNISA・つみたて投資枠についてのみ、年1回程度の頻度で顧客に対し**投資信託等の信託報酬の実額通知**を行うことが、告示にて義務付けられているが、顧客の利便性向上等の観点から、実額通知の対象の見直し（ETFの除外・成長投資枠への拡大）が措置された。

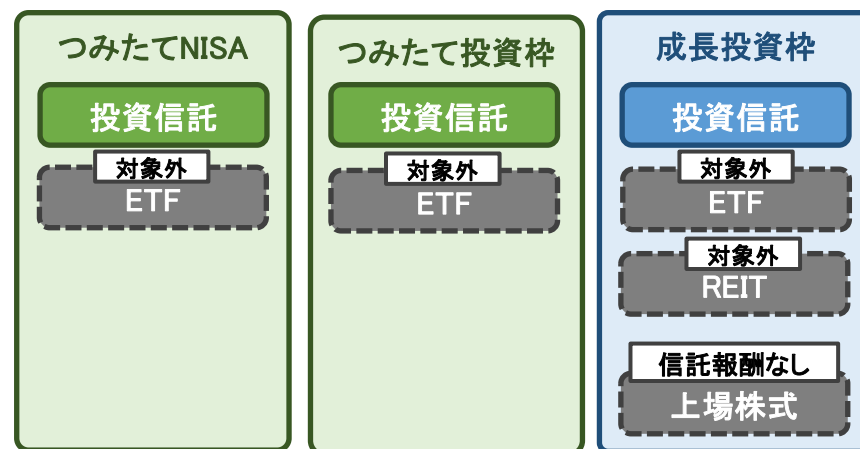
現行法令

- つみたてNISA・つみたて投資枠で保有する商品は、ETFを含めすべて実額通知の対象
- 一方、成長投資枠で保有する商品は**実額通知の対象外**



改正内容

- 新しいNISAでは**成長投資枠**で保有する**投資信託**についても、顧客の利便性向上等の観点から**実額通知の対象に加える**
- ETFは**実額通知の対象から除外する**

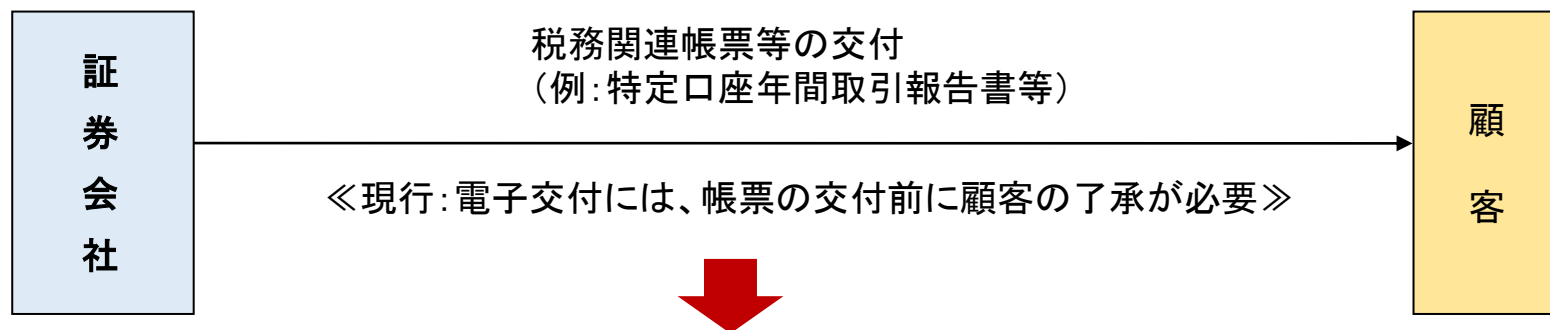


1. 要望実現事項

【デジタル社会における手続の簡素化及び効率化】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
税務関連帳票等の電子交付について、顧客本人の事前承認を原則不要とすること	○

【施行：2024年4月】



【措置】電子交付の承諾手続について、現行の方法に加えて、以下の方法を新たに加えることとされた
・顧客に対して、一定の期限を定めて電子交付の承諾を求める
→顧客が期限までに電子交付を拒否する旨の回答をしない場合、電子交付の承諾を得たものとみなす

【対象となる書類】

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ① オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 | ⑤ 特定口座年間取引報告書 |
| ② 配当等とみなす金額に関する支払通知書 | ⑥ 特定割引債の償還金の支払通知書 |
| ③ 通知外国所得税の額等が記載された書面 | ⑦ 控除外国所得税相当額等が記載された書面 |
| ④ 上場株式配当等の支払通知書 | |

1. 要望実現事項

【トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
・トークン化社債の利子等について、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度の適用対象とすること ・トークン化社債の利子等及び配当等について、公共法人等に対する係る所得税等の非課税制度の適用対象とすること	○

- トークン化社債とは、有価証券をデジタルな媒体であるトークン（ブロックチェーン上の記録）に表示した**セキュリティトークンの一種**で、社債をトークン化したもの
- 振替債（社債、株式等の振替に関する法律に基づき、振替口座簿により電子的に管理される社債）と同様、**ペーパーレス（無券面）の債券**であり、金融商品取引法上、「電子記録移転有価証券表示権利等」として**業規制・開示規制の対象**
- 現状、**振替債等に適用される税制措置の対象外**であり、**法人投資家等の参入が阻害**されているため、同等の措置を要望し、実現した。

【施行：2024年4月】

【税制措置の適用状況】

	根拠法	振替債等	トークン化社債
金融機関等に対する源泉徴収の不適用制度	措法8条	○	× → ○
公共法人等に対する所得税等の非課税制度	所法11条	○	× → ○

**振替債等と同等の
税制措置が実現**

1. 要望実現事項

【税制適格ストックオプションの適用要件の緩和】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
スタートアップ企業における優秀な人材獲得を後押しするため、税制適格ストックオプションに係る権利行使限度額の撤廃又は大幅引上げ等を行うこと	○

現行：税制適格ストックオプションの適格要件（抜萃）租税特別措置法 第29条の2

権利行使価額の限度額：年間1,200万円



【施行：2024年4月】

改正後

権利行使価額の限度額：①設立5年未満の株式会社が付与する場合…年間2,400万円
②設立5年以上20年未満の一定の株式会社が付与する場合…年間3,600万円

※その他、以下についても措置された。

- ・権利行使の際に権利行使者から発行会社に対して提出する書面等の電子化
- ・保管委託要件の見直し
- ・適用対象となる特定従事者に係る要件の見直し（社外高度人材の範囲の拡大等）

1. 要望実現事項

【国際的な金融取引の円滑化のための税制措置】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること	延長：○（3年） 恒久化・拡充：×
OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとする	○

【投資信託・投資法人制度等の拡充】

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
不動産取得税における土地の課税標準の軽減措置並びに住宅及び土地に関する税率の軽減措置を延長すること	○（3年）
固定資産税及び都市計画税の負担調整措置及び条例減額制度を延長すること	○（3年）

2. 新たに検討事項とされた事項

【世代間の資産承継を円滑にするための税制措置】

令和6年度税制改正大綱

第三 検討事項

4 いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）

結果

<物納手続の要件緩和>

上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする



（長期検討事項）

<相続税評価方法等の見直し等>

高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと

×

2. 新たに検討事項とされた事項

【参考】＜要望＞上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

- 現行の相続税法における物納要件は、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、さらに物納申請の許可を得る必要があるため、相続人にとって物納が利用しづらいことから利用実績が限定的である。
- 一方で、国内で流通している有価証券については、既にペーパーレス化が浸透しており、納税者が換金せずとも国において容易に換金が可能である。
- こうした中、高齢化が進み、相続人・被相続人ともに高齢者である老老相続が増加することが見込まれるなどの環境下においては、納税者が物納を利用しやすい納税環境を整備する必要があると考えられる。
- 金銭納付が原則ではあるものの、高齢化やデジタル化社会の中で、換金が容易であり、国の負担とならない有価証券の物納を利用しやすくすることにより、納税者が納税しやすい環境を整備していくことが重要ではないか。

【要望】 換金が容易な有価証券については、金銭納付困難要件等に関わらず、**一定の要件を満たすもの**に限り、**物納の特例**を措置すること

【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

3. 引き続き検討事項とされた事項

【金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に関する税制措置】

令和6年度税制改正大綱

第三 検討事項

2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

要望項目（証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの）	結果
デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること	 (長期検討事項)

3. 引き続き検討事項とされた事項

【確定拠出年金制度の拡充等】

令和6年度税制改正大綱

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方等

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

…私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

第三 検討事項

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

要望項目(証券界要望のうち各省庁要望に掲げられたもの)

結果

確定拠出年金制度の拡充等



(長期検討事項)

項目

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

《OECD、G20での議論》

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準(Crypto-Asset Reporting Framework;「CARF」)を策定し、承認・公表。
(※)併せて、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(CRS)についても、報告事項を拡充する等の改訂を承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(169か国が参加するOECDの関連組織)」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

《上記議論を受けた日本の対応》

- **暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備する。**
(※)併せて、非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(CRS)についても、所要の整備を行う。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、**2024年立法→2026年施行→2027年情報交換開始(2026年分の取引情報)のスケジュールとする。**

【報告制度(案)】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
 2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報等を国税庁に報告
 3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1)暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2)罰則(届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告等)等
 4. 令和8年(2026年)1月1日から適用
- (注)暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。

※セキュリティトークンは、CARF/CRS上の暗号資産等に含まれることに留意が必要。